

# 令和6年度盛土対策連絡会議（第1回）

日時：令和6年5月10日（金）10:30～11:30

場所：神奈川県庁本庁舎3階大会議場

※Web会議併用

## 次 第

### 議題

- 1 盛土規制法の施行に伴う取組状況について
  - (1) 盛土規制法の概要
  - (2) これまでの県の取組
  - (3) 今後の県の取組
  
- 2 盛土規制法に基づく規制区域の候補区域の公表について
  - (1) 規制区域の設定に係る諸条件
  - (2) 規制区域の候補区域
  
- 3 盛土総点検箇所その後の対応について
  - (1) 盛土総点検後の是正状況
  - (2) 出水期前点検と大雨の後の対応



資料 1

# 令和 6 年度盛土対策連絡会議（第 1 回）

令和 6 年 5 月 1 0 日  
神奈川県

# 議題 1 盛土規制法の施行に伴う取組状況について

- 1 盛土規制法の概要
- 2 これまでの県取組
- 3 今後の県取組

# 1 盛土規制法の概要

## (1) 経緯

令和3年7月に発生した静岡県熱海市での土石流災害を受け、国は、土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）を令和5年5月に施行した。



# 1 盛土規制法の概要

## (2) 法改正の主なポイント

- ア 都道府県等が基礎調査を実施し、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを、関係市町村の意見を聴いた上で、規制区域（宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域）として指定する。
- イ 規制区域内で行われる盛土等については、都道府県知事等の許可等が必要となった。
- ウ 規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土等を安全な状態に維持する責務を負うなど、責任の所在を明確化した。
- エ 命令違反等に対する抑止力として機能するよう、罰則を高い水準に強化した。

## 2 これまでの県の取組

### (1) 規制区域の指定に向けた基礎調査の実施

県は、宅地造成等規制法の経過措置が終了する令和7年5月までの規制区域指定に向け、県内全域（政令指定都市・中核市を除く29市町村）で基礎調査を行い、令和6年4月25日に調査結果（規制区域の候補区域）を公表。

横浜市は、令和6年4月12日に規制区域の候補区域を公表。

※規制区域の候補区域の詳細については、議題2

## 2 これまでの県の取組

### (2) 関係条例の制定等の検討

盛土規制法では、都道府県等は盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合、許可対象規模等について、条例による規制強化が可能であるため、条例制定の検討を行っている。

また、盛土規制法に基づく規制区域の指定を受け、同法と神奈川県土砂の適正処理に関する条例について、重複する規定が生じるため、同条例の改正の検討を行っている。

## 2 これまでの県の取組

### (3) 市町村との調整

盛土規制法の施行に向け、本会議や本会議のもと個別会議を開催。

#### <会議開催状況>

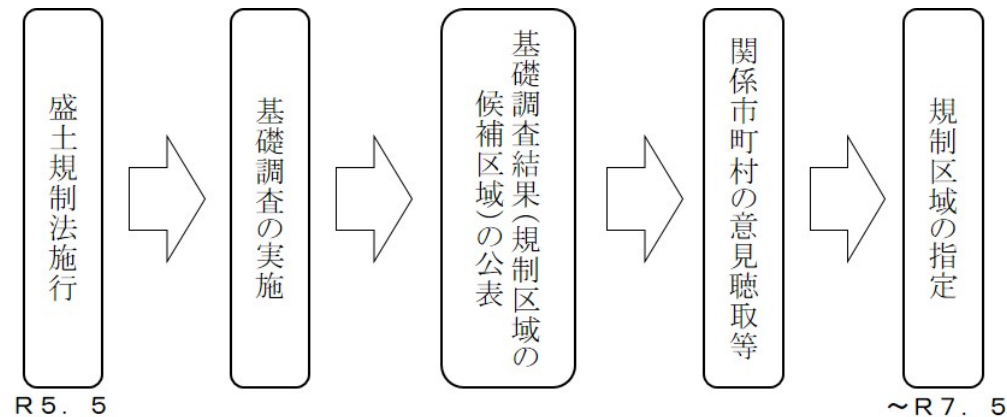
- ・ 盛土対策連絡会議（令和4年度：2回 令和5年度：1回）
- ・ 施行主体会議（令和4年度：2回 令和5年度：4回）
- ・ 県所管域市町村会議（令和5年度：4回）
- ・ その他、地域別、テーマ別に個別開催



### 3 今後の県の取組

#### (1) 規制区域の指定

市町村への意見聴取や県民等への周知を経て、令和7年5月までに規制区域の告示を行う。



特に、住民や関係業界団体※への周知方法等については、個別会議等を活用して、市町村と県で連携して調整を図っていく。

※（参考）県の規制区域の候補区域の公表をホームページにリンクいただいた関係業界団体

- ・ 全日本不動産協会 神奈川県本部 <https://kanagawa.zennichi.or.jp/>
- ・ 神奈川県宅地建物取引業協会 <https://kanagawa-takken.or.jp/>
- ・ 神奈川県建設業協会 <http://www.shin-ken.or.jp/>
- ・ 神奈川県建築士事務所協会 <https://j-kana.or.jp/>

### 3 今後の県の取組

#### (2) 関係条例の制定及び改正

盛土規制法の施行に伴い、関係条例の制定及び改正を行う。

##### ア 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（仮称）の制定

本県における盛土等に伴う災害リスクを検証の上、規制を強化するため、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（仮称）を新たに制定する。

##### イ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の改正

盛土規制法に基づく規制区域の指定を受け、同法と重複する規定を廃止するため、神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する。

##### ウ その他条例の改正

盛土規制法の施行及び神奈川県土砂の適正処理に関する条例の改正に伴い、その他関連条例について所要の改正を行う。

## 3 今後の県の取組

### (3) 関係市町との調整

市町の土砂条例等についても所要の改正が必要なため、改正内容や施行時期等について、関係市町と調整を行うとともに、市町が土砂条例等を改正するにあたり、県も必要なフォローアップを行っていく。

また、県とともに盛土規制法の施行主体となる政令指令都市・中核市と、規制区域の指定時期や許可基準等について、引き続き、具体的な調整を図っていく。

## 議題 2 盛土規制法に基づく規制区域の候補区域の公表について

- 1 規制区域の設定に係る諸条件
- 2 規制区域の候補区域

# 1 規制区域の設定に係る諸条件（県）

## ■ 以下の条件で県所管域で規制区域の候補区域の設定作業を実施

### 宅地造成等工事規制区域

#### (A) 市街地等区域の抽出

- ①市街地・市街地になろうとする地域の抽出  
・都市計画区域を抽出
- ②集落等の抽出  
・都市計画区域外から集落等（要定義）を抽出  
（定義）建築物が3戸以上あり、その間隔が50m以内
- ③市街地・市街地になろうとする地域、集落等に隣接・近接する土地の区域（要定義）の抽出  
（定義）平地は50m、傾斜地は250m

### 特定盛土等規制区域

#### (B) 盛土等に伴う災害により居住者等の生命または身体に危害を生ずる恐れが特に大きいと認められる区域の抽出

- 市街地等区域のほか、市街地等区域以外の**保全対象（要定義）**を抽出し、以下を実施  
（定義）市街地・集落等に含まれない人家・施設、  
歩道、庭園路を含む国土地理院の地図記号の道路
- ①盛土等の崩落により流出した土砂が土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地に到達することが想定される溪流等の上流域の抽出
  - ②盛土等の崩落により隣接近接する保全対象の存する土地に土砂の流出が想定される区域（要定義）の抽出  
（定義）平地は50m、傾斜地は250m
  - ③その他の区域の抽出  
土砂災害発生の危険性を有する区域、過去に大災害が発生した区域等の抽出（土砂災害警戒区域、山地災害危険地区）

↓ ↓

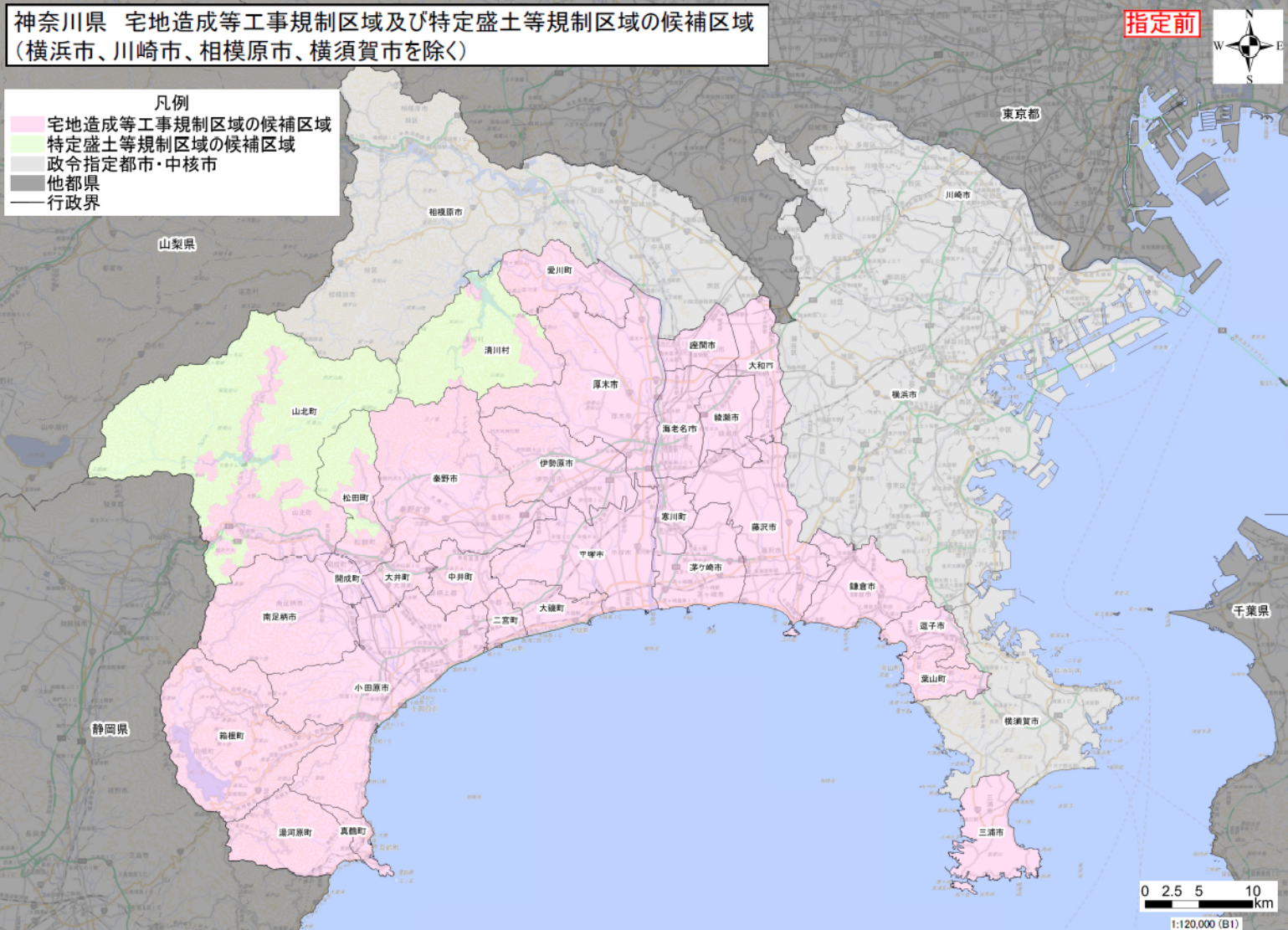
地形的条件等を勘案した宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の候補区域の設定

※有識者3名（学校法人関東学院 規矩理事長、東京都立大学 奥教授、東京農工大学 白木准教授）で構成する「神奈川県盛土規制のあり方意見聴取会」で、設定作業の各段階等において、助言をいただき、規制区域の候補区域を設定

## 2 規制区域の候補区域（県）

- 規制区域の設定に係る諸条件に基づき、県所管域（29市町村）の規制区域の候補区域を設定

【令和6年4月25日公表】



## 2 規制区域の候補区域（県）

- 基礎調査結果（規制区域の候補区域）については、県ホームページで公表するとともに、県出先機関等に配架

[ホーム](#) > [くらし・安全・環境](#) > [生活と自然環境の保全と改善](#) > [建築規制・生活環境の保全](#) > [宅地造成及び特定盛土等規制法について](#)

### 宅地造成及び特定盛土等規制法について

神奈川県における宅地造成及び特定盛土等規制法の取組について紹介します。

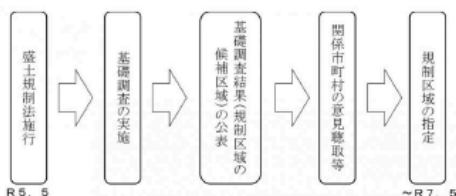
#### 法令に基づき盛土等を規制する取組がはじまります。

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成等規制法が改正され「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が令和5年5月26日に施行されました。

[国土交通省関係ページ](#)

[盛土規制法パンフレット（国土交通省）一般用](#)

[盛土規制法パンフレット（国土交通省）事業者用](#)



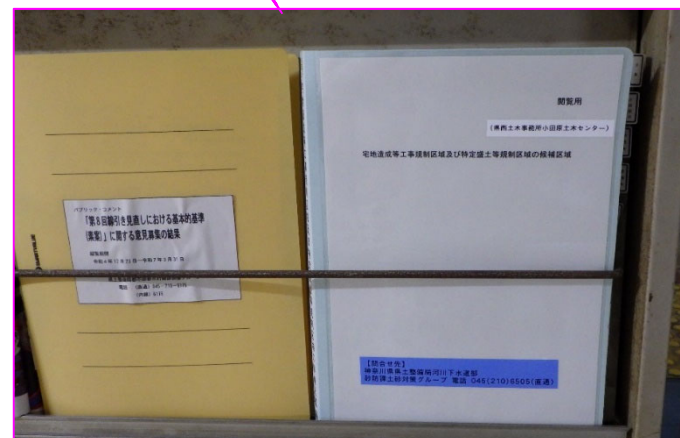
- 盛土規制法に基づく規制は、規制区域（宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域）の指定後から、その効力が発生します。
- 規制区域の指定に先立ち、基礎調査が必要とされているため、同法に基づく規制は、基礎調査を実施して規制区域を指定した後に開始となります。
- 規制区域が指定されるまでの間（盛土規制法の施行後最大2年間）は、現在指定されている「宅地造成工事規制区域」は存続し、当該区域内の工事の規制は従前の規制が継続されます。
- 盛土規制法は都道府県が所管しますが、政令市・中核市はそれぞれの市において所管します。

#### 基礎調査結果（規制区域の候補区域）の公表（令和6年4月25日）

盛土に伴い、人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定するための基礎調査を、県所管全域で実施したため、その結果を公表します。

[宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の候補区域（県所管全域）（PDF：5.221KB）](#)

市町村毎の概要は次のリンク先でご覧いただけます。→[市町村毎の概要](#)



県ホームページ

Kanagawa Prefectural Government

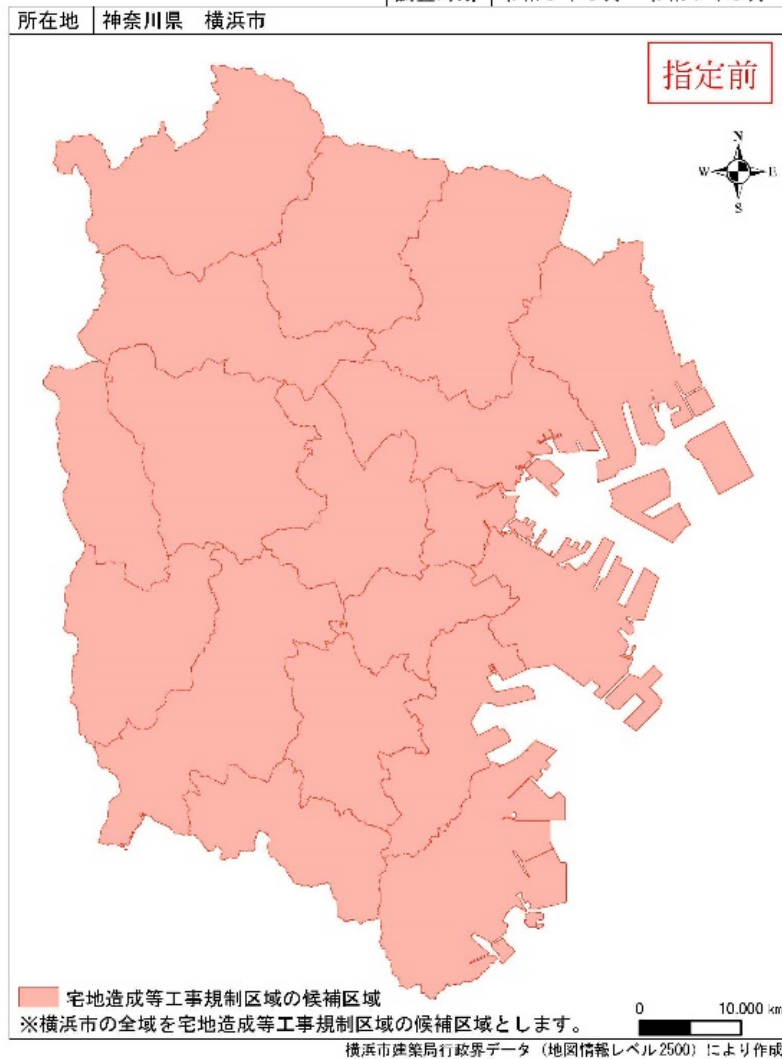
県出先機関における基礎調査結果（規制区域の候補区域）の配架状況

# (参考) 規制区域の候補区域 (横浜市)

## 宅地造成等工事規制区域の候補区域

調査時期 令和5年5月～令和6年3月

【令和6年4月12日公表】





## 議題 3 盛土総点検箇所その後の対応について

- 1 盛土総点検後の是正状況
- 2 出水期前点検と大雨の後の対応

# 1 盛土総点検後の是正状況

- 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、全国で盛土の総点検を実施し、本県では、6,535箇所の盛土を点検し、そのうち、50箇所では是正措置が必要な盛土が判明

＜盛土総点検結果（令和4年3月公表）＞

	措置が必要な箇所数	①許可・届出等の不備	②手続と現地との不一致	③災害防止措置が不十分	④禁止事項に該当
		総点検結果	50	29	25

※ 1箇所が複数に該当する箇所もあるため、①～④の合計と一致しない

＜盛土総点検後の是正状況（令和6年3月末）＞

	措置が必要な箇所数	①許可・届出等の不備	②手続と現地との不一致	③災害防止措置が不十分	④禁止事項に該当
		是正完了	6	1	5
是正指導中	44	28	20	25	4

## 2 出水期前点検と大雨の後の対応

### (1) 出水期前点検

出水期を迎えるにあたり、安全対策に万全を期すため、盛土対策連絡会議運営要領第3条をふまえて、県内独自の取組として、災害防止措置が不十分な盛土について、令和4、5年度と同様に、今年度も点検等をお願いします。

## 2 出水期前点検と大雨の後の対応

### (2) 大雨の後の対応

また、災害防止措置が不十分な盛土について、引き続き、大雨等の状況に応じて、適宜、現場確認をお願いします。

なお、特に、土砂災害警戒情報が発令された地域内の災害防止措置が不十分な盛土については、現場確認及び報告をお願いします。

#### <令和4年度の実績>

- ・ 台風第8号（8月13日）
- ・ 台風第15号（9月23～24日）

#### <令和5年度の実績>

- ・ 台風第2号（6月2日）